

堺市公報 第93号	令和元年10月25日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市公募提案型協働推進事業選定委員会規則を廃止する規則 【市民人権局市民生活部市民協働課】	2
○堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則 【健康福祉局生活福祉部医療年金課】	2
<告示>	
○災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定について 【危機管理室防災課】	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について 【健康福祉局健康部精神保健課】	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について 【健康福祉局健康部精神保健課】	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について 【健康福祉局健康部精神保健課】	7
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	7
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について 【総務局行政部情報化推進課】	10
○堺市立美原総合スポーツセンターの開場時間等及び利用料金について 【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	11
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農地課】	14

○建築基準法第86条の2第6項の規定に基づく公告
【建築都市局開発調整部建築安全課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

○都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る調達契約に係る落札者等について
【建設局土木部西部地域整備事務所】・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

規 則

堺市公募提案型協働推進事業選定委員会規則を廃止する規則を公布する。

令和元年10月25日

堺市長 永 藤 英 機

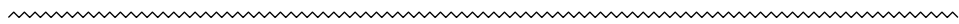
堺市規則第78号

堺市公募提案型協働推進事業選定委員会規則を廃止する規則

堺市公募提案型協働推進事業選定委員会規則（平成26年規則第60号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和元年11月1日から施行する。



堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年10月25日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第79号

堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年規則第72号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「受けた保険料に対して課される当該承認を」を削る。

第7条第2項中「様式第13号）」の次に「又は堺市後期高齢者医療保険料還付通知書（様式第14号）」を加える。

第8条中「様式第14号」を「様式第15号」に改める。

第9条中「様式第15号」を「様式第16号」に改める。

第10条第1項中「昭和第34年」を「昭和34年」に改め、同条第2項中「様式第16号」を「様式第17号」に改める。

様式目次中16の項を17の項とし、14の項及び15の項を1項ずつ繰り下げ、同目次の13の項の次に次のように加える。

14	7	2	堺市後期高齢者医療保険料還付通知書
----	---	---	-------------------

様式第16号を様式第17号とし、様式第14号及び様式第15号を1号ずつ繰り下げる。

様式第13号中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加え、同様式の次に次の1様式を加える。

（次の1様式 別記）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第14号(第7条関係)

堺市後期高齢者医療保険料還付通知書

年 月 日

堺市 区長 印

あなたの納めた保険料が納め過ぎになりましたので、次のとおり通知します。

被保険者氏名	被保険者番号
--------	--------

(単位：円)

還付する金額	(1) 納め過ぎた金額(過誤納金)の内訳						通知書通番	発生理由			
	会計年度	年度	期	特別徴収	普通徴収	延滞金	納めた金額		領収年月日	過誤納金額	
(1) 納め過ぎた金額 (過誤納金額)											
円											
(2) 還付加算金											
円											
(3) お返りする金額 (還付金額)											
(1) + (2)											
円											

(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第17条の4の規定により、還付加算金に加算される場合があります。

◆振込口座

金融機関名	
支店名	
種目	
口座・通帳番号	
口座名義人	

◆振込予定日

年 月 日

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間(この処分があった日から1年を超えることができません。)に、大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間(当該裁決があった日から1年を超えることができません。)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

審査請求先

告 示

堺市告示第380号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、次のとおり各施設を指定緊急避難場所として指定したので、同条第3項の規定により告示する。

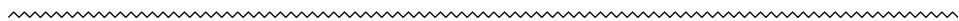
令和元年10月25日

堺市長 永 藤 英 機

【指定】

- 1 釜室自治会館 指定緊急避難場所（土砂災害）
- 2 ローレルコート浜寺公園 指定緊急避難場所（津波）
- 3 ファミールハイツ堺1番館 指定緊急避難場所（津波）

[合計3か所]



堺市告示第381号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和元年10月25日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
-------	---------	----	-------

レモン薬局 鳳駅前店	堺市西区鳳東町1-7 平兵衛ビル1階	薬局	令和元年9月1日
らいん薬局	堺市西区津久野町1-4 -3	薬局	令和元年9月1日
訪問看護ステーション あいわす	堺市堺区松屋大和川通1 -14-2-203	訪問看護	令和元年9月1日
まつかわ訪問看護ステ ーション	堺市西区上715 エルド ラドB-103	訪問看護	令和元年9月1日
訪問看護リハビリステ ーション グローム大 阪北花田	堺市北区北花田町4-93 -6 プロシードタチバ ナ202号室	訪問看護	令和元年9月1日

堺市告示第382号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和元年10月25日

堺市長 永藤英機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
かとう鳳クリニック	堺市西区鳳東町2-177 -3	病院・診療所	令和元年10月1日
三国丘こころのクリニ ック	堺市堺区向陵中町6-3 -26	病院・診療所	令和元年10月1日
泉薬局	堺市堺区中瓦町1-4- 26 堺東PSビル1階	薬局	令和元年10月1日
コスモファーマ薬局白 鷺店	堺市北区金岡町1423-4 ビッグカーサ堺しらさ ぎ駅前C棟1階	薬局	令和元年10月1日

シンシア訪問看護ステーション	堺市中区毛穴町92-1	訪問看護	令和元年10月1日
----------------	-------------	------	-----------

堺市告示第383号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和元年10月25日

堺市長 永藤英機

区分	医療機関名	医療機関所在地	種別	変更年月日
変更前	輝の訪問看護ステーション	堺市中区深井中町1964-5	訪問看護	平成30年11月1日
変更後	輝の訪問看護ステーション	堺市中区深井中町1211-3	訪問看護	
変更前	訪問看護ステーション 轍	堺市堺区向陵東町1-4-13 プルメリア101	訪問看護	令和元年6月17日
変更後	訪問看護ステーション 轍	堺市堺区向陵東町1-4-13 プルメリア108	訪問看護	

堺市告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和元年10月25日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	区間 から まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
大饗4号線	美原区大饗197番1地先	旧	3.25	14.20	(オ0602)
			3.40		
	美原区大饗197番1地先	新	3.65	14.20	
			3.70		

公 告

堺市公告第559号

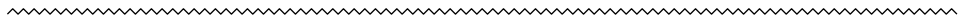
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月25日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
住民情報系クライアントパソコン等機器賃貸借（リース） [R1] に関する契約 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
総務局行政部情報化推進課
- 3 落札者を決定した日
令和元年8月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社 関西支店
支店長 豊田 彰久
大阪府大阪市中央区城見二丁目2番53号
- 5 落札金額
¥1,611,720-（月額当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日

令和元年7月12日



堺市公告第560号

堺市立美原総合スポーツセンター条例（平成20年条例第45号）第19条第2項及び第20条第1項第2号の規定に基づき、堺市立美原総合スポーツセンターの開場時間等及び利用料金を指定管理者が定めたので、同条例第19条第3項（同条例第20条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月25日

堺市長 永 藤 英 機

第1 開場時間

- 1 屋内施設
午前9時から午後11時まで（土・日曜日、祝日は午後9時まで）
- 2 屋外施設
午前8時から午後11時まで（土・日曜日、祝日は午後9時まで）
- 3 駐車場
午前7時30分から午後11時30分まで（土・日曜日、祝日は午後9時30分まで）

第2 休場日

- 1 屋内施設…木曜日及び12月29日から翌年1月4日までの日
ただし、令和元年11月14日、令和元年11月28日、令和元年12月12日、令和元年12月26日、令和2年1月9日、令和2年1月23日、令和2年2月13日及び令和2年2月27日は開場する。
- 2 屋外施設及び駐車場…12月29日から翌年1月4日までの日

第3 利用料金

1 屋内施設共用（個人）利用料金（都度利用）

区分		利用料金（税込）				
		一般	高齢者	高校生	中学生以下	障がい者
プール （プログラムレッスンを除く。）	1人 1回	610円	400円	300円	300円	300円
トレーニング室 （プログラムレッスンを除く。）		1,020円	610円	510円	—	510円
プール、トレーニング室及びプログラムレッスン		2,150円	1,430円	1,080円	—	1,080円

備考

- 1 この表において「高齢者」、「高校生」、「中学生」及び「障がい者」とは、次のとおりとする。
以下の表において同じ。
 (1) 「高齢者」とは、70歳以上の者をいう。
 (2) 「高校生」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。
 (3) 「中学生」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。
 (4) 「障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
- 2 この表において「プログラムレッスン」とは、プール、トレーニング室又はスタジオにおいて実施されるレッスンの受講に係る使用をいう。以下の表において同じ。

2 屋内施設共用（個人）利用料金（月額利用）

区分		利用料金（税込）	備考
プール及びトレーニング室（プログラムレッスンを除く。）	1人1月	6,300円	開館時間中、プール及びトレーニング室が利用可能
		※5,040円	
プール、トレーニング室及びプログラムレッスン	1人1月	一般（レギュラー）	開館時間中、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能
	1人1月	一般（U25割）	開館時間中、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能

	一般 (デイ)	6,100円	月～金曜日(休館日を除く。)の開館から午後5時まで、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能			
		※4,880円				
	一般 (ナイト)	5,100円		月～金曜日(休館日を除く。)の午後8時から閉館まで、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能		
		※4,080円				
	高齢者 (シニア)	5,100円			開館時間中、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能	
		※4,080円				
	障がい者	3,600円				開館時間中、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能
		※2,880円				

備考

- この表において「U25割」とは、25歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に適用する。
- この表において※印の利用料金は、令和元年11月1日～令和2年2月29日に適用する。

3 屋内施設専用(団体)利用料金

区分		利用料金(税込)			
		一般	高齢者	生徒等	障がい者
スタジオA	1室 1時間	510円	300円	250円	250円
スタジオB	1室 1時間	300円	200円	150円	150円

備考

- この表において「高齢者」の区分は、利用する団体の構成員の過半数が堺市在住の70歳以上の者である場合に適用する。以下の表において同じ。
- この表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。以下の表において同じ。
 - 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
 - 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 - 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- この表において「障がい者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がその構成員の半数を超える団体が利用する場合をいう。
- 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき当該使用区分に係る金額を徴収する。

4 屋外施設専用(団体)利用料金

区分		利用料金(税込)							
		8:00 ～ 9:00	9:00 ～ 11:00	11:00 ～ 13:00	13:00 ～ 15:00	15:00 ～ 17:00	17:00 ～ 19:00	19:00 ～ 21:00	21:00 ～ 23:00

テニスコート	1面	一般	600円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円
		生徒等	300円	600円	600円	600円	600円	600円	600円	600円
多目的グラウンド	全面	一般	1,200円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円
		生徒等	600円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円

備考 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額を徴収する。

5 附属設備の利用料金

区分		単位	利用料金（税込）
照明設備	テニスコート	1面・1時間	150円
	多目的グラウンド	全面・1時間	3,000円

6 駐車場の利用料金

施設	車両の種類	単位	利用時間	駐車料金（税込）
駐車場	乗用車 軽自動車 小型貨物車 マイクロバス	1台・1回（1日 当たり）	3時間まで	0円
			3時間を超え4 時間まで	400円
			4時間を超え5 時間まで	500円
			5時間を超え閉 場まで	600円

堺市公告第561号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年10月25日

堺市長 永藤英機

令和元年度 第7号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定
により、農用地利用集積計画を定める。

令和元年10月10日

堺 市

1 利用権設定名簿明細

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)				設定する利用権				
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及び運用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法	
堺市南区大森253番地	田中 篤	南区船業1丁	3135	田	2,234	堺市南区大森253番地	田中 千代子	使用貸借による 権利	畑として利用	令和元年11月1日	令和4年10月31日	-	-	
堺市美原区さつき野東3丁5番地1	松中 豊一	美原区平尾	1405	田	965	堺市美原区平尾2462番地	出水 忠勝	使用貸借による 権利	畑として利用	令和2年1月1日	令和4年12月31日	-	-	
堺市北区金剛町2164番地1	芝尾 恭典	北区金剛町	2525	田	565	堺市北区金剛町2361番地	花澤 広文 花澤 千佳子	使用貸借による 権利	田として利用	令和2年1月1日	令和4年12月31日	-	-	
堺市北区金剛町2164番地1	芝尾 恭典	北区金剛町	2531	田	796	大阪府松原市西5丁目8番20号	菱田 薫	使用貸借による 権利	田として利用	令和2年1月1日	令和4年12月31日	-	-	
堺市北区新通町1542番地3	松本 秀雄	北区中村町	349	田	882	大阪府富田林市寺池台1丁目19番26号	小林 信子	使用貸借による 権利	田として利用	令和2年1月1日	令和4年12月31日	-	-	
堺市北区新通町1542番地3	松本 秀雄	北区中村町	356	田	1,328	堺市北区金剛町730番地	鎌 八重子	使用貸借による 権利	田として利用	令和2年1月1日	令和4年12月31日	-	-	
堺市南区野々井797番地	中辻 敏春	南区野々井	102-3	田	628	堺市南区野々井873番地1	植野 清	賃借権	田として利用	令和2年1月1日	令和4年12月31日	9,500	毎年本までに 貸し人宅へ持参	
		南区野々井	105-3	田	66							1,000		
		南区野々井	106-1	田	552							8,500		
堺市東区石原町4丁166番地	栗川 一男	東区石原町2丁	204	田	1,140	堺市東区石原町4丁245番地	栗川 多津子	使用貸借による 権利	田として利用	令和2年1月1日	令和4年12月31日	-	-	
堺市中区上之409番地	村上 昇	中区上之	379	田	919	堺市中区鶴津北904番地	辻林 靖彦	使用貸借による 権利	田として利用	令和2年1月1日	令和4年12月31日	-	-	
堺市中区上之269番地	寺岸 清	中区上之	1112	田	1,937	堺市中区上之1642番地 大阪府北区東大満2丁目10番 17-802号	土山 定樹 土山 孝則	使用貸借による 権利	田として利用	令和2年1月1日	令和4年12月31日	-	-	

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市中区辻之827番地	久保 勝	中区辻之	2034	田	741	堺市中区辻之60番地1	土山 貴史	賃借権	田として利用	令和2年1月1日	令和4年12月31日	玄米120kg	毎年米までに 貸し人宅へ持参
		中区辻之	2035	田	2,759								
堺市北区金岡町2164番地1	芝尾 恭典	北区金岡町	2736-1	田	1,246	堺市東区大美野170番地12	静 春雄	使用貸借による 権利	田として利用	令和2年1月1日	令和4年12月31日	-	-
		美原区大保	200	田	525								
堺市美原区南余部233番地	天見 賢治	美原区大保	201	田	968	堺市北区百舌島赤畑町4丁217番地1	池川 清満	使用貸借による 権利	田として利用	令和2年1月1日	令和4年12月31日	-	-
		南区豊田	881-1	田	607								
堺市南区富蔵237番地17	北尻 賢	南区豊田	881-2	田	496	堺市北区百舌島梅町1丁144番地	小林 阿喜雄	使用貸借による 権利	田として利用	令和2年1月1日	令和4年12月31日	-	-
		南区豊田	312	田	1,004								
堺市南区輪尾3176番地	山本 享映	南区輪尾	315	田	350	堺市南区輪尾1234番地 東京都文京区白山1丁目 20番15-1103号 福岡県藤原市幸袋537番地169 東京都文京区本郷2丁目 15番16-204号	東條 加壽子 東條 建治 川田 真紀子 大澤 絵理子	使用貸借による 権利	田として利用	令和元年12月1日	令和4年11月30日	-	-
		南区輪尾	319	田	363								
		北区野遠町	295-1	田	1,203								
大阪府松原市上田5丁目15番11号	有限会社 西田	北区野遠町	295-2	田	651	大阪府松原市上田5丁目15番11号	西田 孝行	使用貸借による 権利 (解除条件付)	田として利用	令和元年12月11日	令和4年11月30日	-	-
		南区輪尾	756	田	396								
堺市堺区陵南通3番12号	荒島 照男	南区輪尾	397	田	1,130	堺市北区野遠町471番地2	永木 昭子	賃借権	田として利用	令和2年1月1日	令和4年12月31日	白米45kg	毎年米までに 貸し人宅へ持参

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)				設定する利用権				
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(㎡)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法	
堺市美原区菅生1339番地	澤野 忠平	美原区平尾	398-3	田	790	堺市美原区菅生1336番地甲	高岡 利之	賃借権	畑として利用	令和2年1月1日	令和4年12月31日	8,000	毎年年末までに貸し人指定口座に振り込み	
堺市東区太六26番地2	尾西 繁光	東区太六	27	田	862	堺市東区草尾595番地	尾西 勇	賃借権	田として利用	令和2年1月1日	令和4年12月31日	13,700	毎年年末までに貸し人指定口座に振り込み	
堺市堺区陵西通3番12号	荒島 照男	南区美本多上	2390	田	357	堺市南区逆瀬川1037番地	上野 健治 上野 加代子	使用貸借による権利	畑として利用	令和2年1月1日	令和4年12月31日	-	-	
		南区美本多上	2391	田	46									
		南区美本多上	2392	田	333									
		南区美本多上	2393	田	317									
堺市東区太六434番地	土井 初子	東区太六	35-1	田	932	堺市東区太六442番地2	土井 泰典	使用貸借による権利	田として利用	令和2年1月1日	令和4年12月31日	-	-	
堺市南区豊田1028番地	東野 新二	南区豊田	762-1	田	1,629	堺市南区豊田872番地1	大上 勇吉	使用貸借による権利	田として利用	令和2年1月1日	令和4年12月31日	-	-	
堺市東区引野町73丁134番地	己野 茂	東区石原町1丁	68	田	1,186	堺市北区金剛町737番地	藤 岸子	使用貸借による権利	田として利用	令和2年1月1日	令和4年12月31日	-	-	
堺市中区深阪3丁9番21号	藤原 義和	南区和田	184-1	田	648	堺市中区深阪2丁4番7号	大家 保	使用貸借による権利	田として利用	令和2年1月1日	令和4年12月31日	-	-	
		南区和田	185-1	田	954									
堺市中区土之967番地	豊西 克嘉	中区土之	72-1	田	474	堺市中区土之261番地1	寺岸 晴光	賃借権	畑として利用	令和5年11月1日	令和6年10月31日	12,000	毎年9月に貸し人宅へ帰参	

使用貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

賃 貸 借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付 (法 18-2-6)

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

~~~~~

堺市公告第562号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の認定をしたので、同条第6項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

令和元年10月25日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定年月日及び認定番号 令和元年10月11日 第E-9号
- 2 対象区域 堺市南区三原台1丁3番1、3番9及び3番10
- 3 縦覧場所 堺市役所高層館13階  
建築都市局開発調整部建築安全課

~~~~~

堺市公告第563号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月25日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市南区榎202番9の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市東区野尻町8番地4
社会福祉法人コスモス
理事長 墨 光子

堺市公告第564号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月25日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
LED道路照明機器（西部地域整備事務所管内）一式賃貸借 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南田出井町1丁1-1
建設局土木部西部地域整備事務所
- 3 落札者を決定した日
令和元年8月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
代表取締役 神代 顕彰
東京都港区芝浦1丁目2-3
- 5 落札金額
¥605,660-（月額当たりの税込金額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和元年7月8日